

建退共制度の6つの特徴

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により、国が作った退職金制度です。事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙の貼付と消印又は退職金ポイントによる掛け金の充当を行い、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。



契約できる事業主は?

建設業を営む方ならOK!

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといないにかかわらず契約できます。



一人親方は加入できる?

任意組合で加入できます。

一人親方(一人親方とともに技能習得中の方も含みます)が集まって任意組合を作り、当機構が規約について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者と見なすことにより、制度を適用することにしております。



電子申請方式の申し込み方法は?

「電子申請方式申込書」を最寄りの建退共支部へご提出ください。

電子申請方式とは、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛け金として充当するものです。利用をご希望の方は、就労実績報告作成ツールまたは建退共HPから「電子申請方式申込書」をダウンロードし、最寄りの建退共支部へご提出ください。建退共から電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードを記載した「電子申請専用サイト開通通知」を郵送します。